

## 信用保証トピックス (平成22年2月)

### 景気対応緊急保証制度・ セーフティネット5号認定要件拡充のご案内

～ 取扱期間を1年延長し、指定業種も大幅に拡大 ～

当協会では、平成22年2月15日から、これまでの緊急保証制度を改め、『景気対応緊急保証制度』の取扱いを開始しています。

『景気対応緊急保証制度』は、これまでの緊急保証制度の取扱期間を1年延長し、平成23年3月31日までご利用いただけるとともに、セーフティネット5号の認定要件が拡充され、指定業種も大幅に拡大されたことから、いままで以上にご利用いただきやすい保証制度となっています。

#### 【 拡充内容について 】

##### ☆ 景気対応緊急保証制度の拡充点

- ① 平成22年3月31日までの取扱期間を1年延長し、平成23年3月31日まで利用が可能になりました。
- ② セーフティネット5号の指定業種が大幅に拡充されたことから、原則として、全保証対象業種で利用が可能になりました。  
※ 農林水産業・金融業等の保証対象外業種は、引き続き対象とはなりません。

##### ☆ セーフティネット5号認定の拡充点

- ① これまでの4つの認定要件に加え、次の要件が追加されました。

中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、最近3か月間の平均売上高等が2年前同期の月平均売上高等に比して3%以上減少していること

- ② 経済産業大臣の指定する業種が、これまでの793業種から、医療・介護業等を加えた1,118業種に拡大されました。  
※ 農林水産業・金融業等の保証対象外業種は、引き続き指定業種とはなりません。

#### 【 景気対応緊急保証制度ご利用のメリット 】

##### 1. 一律0.8%の保証料率を適用

通常、セーフティネット5号認定を活用した保証の場合、保証料率は0.9%となりますが、景気対応緊急保証制度では一律0.8%の低料率を適用します。

##### 2. 別枠保証となります

一般保証とは別枠の保証となります。

☆ただし、既存の経営安定関連保証（セーフティネット保証）と同枠であり、新たに保証の別枠が創設されたものではありません。

##### 3. 自治体制度融資との併用でさらにメリット向上

セーフティネット5号認定の要件を基に創設された自治体制度融資に限り利用が可能です。この場合、固定の低金利で融資を受けられる場合もあり、さらに有利な条件での借入が可能です。

#### 【 緊急保証制度の取扱実績 】

平成22年1月末までの保証承諾累計  
32,477件 656,279百万円

# 景気対応緊急保証制度の制度概要

今回の拡充点

保証申込取扱期間	平成20年10月31日から平成23年3月31日まで【期間限定】											
対象となる方	<p>中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づき、経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、次の事由のいずれかに該当することについて、市町長の認定を受けた方（「セーフティネット5号認定」を取得できる方）</p> <p><b>原則として、全保証対象業種が指定業種になりました。</b></p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">セーフティネット5号認定要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td>最近3か月間の平均売上高（または販売数量）が前年同期に比べて3%以上減少している。</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>製品の製造等に関する売上原価のうち20%以上を占める原油又は原油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売等の価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月間の平均売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合を上回っている。</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>最近3か月間の平均売上総利益率（または営業利益率）が前年同期に比べて3%以上減少している。</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>新型インフルエンザの発生に起因し、その事業に係る影響を受けた後、最近1か月間の売上高（または販売数量）が前年同月に比べて3%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べて3%以上減少することが見込まれる。</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td><b>最近3か月間の平均売上高（または販売数量）が2年前同期に比べて3%以上減少している。</b></td> </tr> </tbody> </table>	セーフティネット5号認定要件		イ	最近3か月間の平均売上高（または販売数量）が前年同期に比べて3%以上減少している。	ロ	製品の製造等に関する売上原価のうち20%以上を占める原油又は原油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売等の価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月間の平均売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合を上回っている。	ハ	最近3か月間の平均売上総利益率（または営業利益率）が前年同期に比べて3%以上減少している。	ニ	新型インフルエンザの発生に起因し、その事業に係る影響を受けた後、最近1か月間の売上高（または販売数量）が前年同月に比べて3%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べて3%以上減少することが見込まれる。	ホ
セーフティネット5号認定要件												
イ	最近3か月間の平均売上高（または販売数量）が前年同期に比べて3%以上減少している。											
ロ	製品の製造等に関する売上原価のうち20%以上を占める原油又は原油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売等の価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月間の平均売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合を上回っている。											
ハ	最近3か月間の平均売上総利益率（または営業利益率）が前年同期に比べて3%以上減少している。											
ニ	新型インフルエンザの発生に起因し、その事業に係る影響を受けた後、最近1か月間の売上高（または販売数量）が前年同月に比べて3%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べて3%以上減少することが見込まれる。											
ホ	<b>最近3か月間の平均売上高（または販売数量）が2年前同期に比べて3%以上減少している。</b>											
貸付限度額	2億8,000万円 (一般保証枠とは別枠ですが、既存の経営安定関連保証との合算限度額となります)											
資金用途	経営の安定に必要な運転資金及び設備資金											
保証期間	原則として、10年以内（据置2年以内）											
返済方法	原則として、均等分割返済											
貸付利率	金融機関所定利率											
担保	必要に応じて提供していただきます。											
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要											
保証料率	年0.8% ※会計処理に関する割引制度、および「技術評価制度」を活用した割引制度（ただし兵庫県制度融資を併用する場合のみ）の適用が可能です。（有担保割引の対象とはなりません）											
利用可能な制度融資	セーフティネット5号認定の要件を基に創設された自治体制度融資に限って併用が可能です。 なお、自治体制度融資を併用する場合には、各制度融資の要件を満たす必要がありますが、貸付利率は各自治体制度融資で定める貸付利率となります。											
申込に必要な書類	当協会所定の申込書類のほか、中小企業信用保険法第2条第4項第5号に係る認定書（セーフティネット5号認定）											

今回の拡充点

今回の拡充点